

●産前産後休業期間中の保険料免除

産前産後休業期間中〔産前42日（多胎妊娠の場合は98日）、産後56日のうち、妊娠または出産を理由として労務に従事しなかった期間〕の保険料が免除されます。

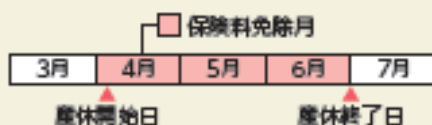
*平成26年4月30日以降に

産前産後休業が終了となる方(平成26年4月以降の保険料)が対象となります。



具体的には…産休開始日の属する月から産休終了日の翌日の属する月の前月までの保険料が免除されます。

【例】産休開始日：平成26年4月5日/産休終了日6月30日の場合



●産前産後休業を終了した際の標準報酬の改定

産前産後休業終了後に報酬が下がった場合は、産前産後休業終了後の3か月の報酬額をもとに、新しい標準報酬月額を決定し、その翌月から改定します。

*平成26年4月30日以降に

産前産後休業が終了となる方が対象となります。

【例】産休終了日：平成26年4月30日の場合



●70～74歳の医療機関窓口負担特例措置の見直し

平成26年4月以降、新たに70歳に到達した方より、医療機関の窓口で支払う自己負担額を、5年間かけて段階的に、本来の2割負担に引き上げていきます。現役並み所得者(※)については3割負担となります。



年齢	現行		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度	
	一般	現役	一般	現役	一般	現役	一般	現役	一般	現役	一般	現役
75歳～	1割	3割	1割	3割	1割	3割	1割	3割	1割	3割	1割	3割
74歳					1割	3割	1割	3割	1割	3割	1割	3割
73歳			1割	3割	1割	3割	1割	3割	1割	3割	1割	3割
72歳	1割	3割	1割	3割	1割	3割	1割	3割	1割	3割	1割	3割
71歳					2割	3割	2割	3割	2割	3割	2割	3割
70歳			2割	3割	2割	3割	2割	3割	2割	3割	2割	3割
～69歳			3割	3割	3割	3割	3割	3割	3割	3割	3割	3割

新たに70歳に到達した方より順次2割負担に引き上げ

※現役並み所得者とは…標準報酬月額28万円以上で70歳以上75歳未満の被保険者と、その人の70歳以上75歳未満の被扶養者。ただし、下記のいずれかに該当する場合は、対象外。

- 複数世帯の年収が520万円(単身者の場合383万円)未満の場合
- 被扶養者が後期高齢者医療制度の被保険者になることによって単身者の基準(年収383万円以上)に該当する被保険者について、世帯に他の70歳以上75歳未満の被扶養者がいない場合に、被扶養者であった人の収入を合算した年収が520万円未満の場合